

隊友会 正会員のみなさんへ

公益社団法人 隊友会

隊友会 団体年金保険

(拠出型企業年金保険)

拠出型企業年金保険は、自助努力による老後保障資金の準備を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・【加入勧奨資料】の内容をご確認いただき、給付事由・給付(予想)額・払込保険料等の内容がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申してください。

《制度の特色》

- ① 会員の老後生活に必要な豊かな年金や必要資金づくりをお手伝いするための加入者積立型の年金制度です。
- ② 掛金(制度運営費を除く)は一般生命保険料控除が適用され、所得税・地方税の負担が軽減されます。
- ③ 掛金は月々1,000円から無理なく積み立てができます。
また、掛金の払込は月払に加えて半年払、一時払も可能です。(半年払、一時払のみの加入はできません)
- ④ 積立期間中でも資金必要時には途中引出しができます。
- ⑤ 積立満了後は、年金または一時金で受け取りできます。
- ⑥ 年金は、生活設計にあわせて6種類の年金コースから選択いただけます。
年金のお支払いは奇数月ですので公的年金(偶数月)と併せて毎月年金を受け取ることができます。

《加入資格》

年齢満15歳以上満73歳以下の、隊友会の正会員で2年以上積立が可能な方が申込できます。
なお、継続加入は最長満75歳までとなります。

《掛金と加入日》(新規加入・増口)

払込方法	掛 金		加 入		
	1口の金額	加入口数範囲	加入申込期限	掛金引落日	加入(増口)日
月 払	1,000円	5口~100口	毎月10日まで	翌月27日	翌々月1日
半年 払	10,000円	1口~100口	①6/11~12/10、②12/11~6/10	①1/27、②7/27	①2/1、②8/1
一時払(加入時)	100,000円	1口~300口	毎月10日まで(加入時)	翌月27日	翌々月1日
一時払(任意)			①11/11~8/10、②8/11~11/10	①9/27、②12/27	①□10/1、②1/1

※掛金はすべて加入者負担となります。加入手続は、払込方法毎の申込期限までに加入申込書を提出してください。
※各払込方法毎の1口あたりの掛金には1%の制度運営費が含まれます。
※半年払、一時払への加入は、月払に加入していることが条件です。
※上表の加入(増口)日は、引落日(休業日の場合は翌営業日)に正常に引き落とされた場合です。
※上表の加入口数範囲の上限は、既に加入済の口数と合算した通算口数です。

《加入・口数変更》

※口数変更は毎月取り扱います。口数変更日の前々月10日までに申込書をご提出ください。
※加入申込書等のご請求およびご提出先は、下記のお問い合わせ先までお願いいたします。
※増口および減口または掛金の払込中止ができます。ただし、減口・掛金の払込中止は、加入者が以下の申立事由のいずれかに該当し、かつ月払5口以上払込を継続する場合のみ取り扱います。
申立事由：①災害、②疾病、障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)、③住宅の取得、④教育(親族の教育を含む)、⑤結婚(親族の結婚を含む)、⑥債務の弁済、払込中止申立事由は更に⑦その他加入者が掛金の払込に支障がある場合
※減口の場合、減口分の積立金の払出を行います。
※掛金の払込中止の場合、積立金の払出は行わずに将来の掛金額(口数)の減少変更のみとなります。

《お問い合わせ先》 ジブラルタ生命保険株式会社 TEL:0120-981-088
〒108-8228 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス
ジブラルタ生命保険株式会社 企業保険サービスチーム

《給付の種類》 ○:選択可、×:選択不可 △:条件付選択可、	一時金	年金受取					
		確定年金(以下、支払確定期間)				終身年金(以下、保証期間)	
		5年	10年	15年	20年	15年(終身)	15年(夫婦終身)
満75歳到達(積立満了時) (加入年数2年以上)	○	○	○	○	○	○	△
満55歳以上満75歳未満脱退 (加入年数2年以上)	○	○	○	○	○	○	△
満55歳以上満75歳未満で死亡 (加入年数2年以上)	○	×	○	×	×	×	×
満55歳未満で脱退	○	×	×	×	×	×	×
満55歳未満で死亡	○	×	×	×	×	×	×
減口(一部払出・月払5口以上継続)	○	×	×	×	×	×	×

※年金種類は選択可能ないずれか一種類のみの選択となります。
※年金月額が2万円未満となる場合は年金は選択できません。
※年金は受け取りを1年単位で最大10年間繰り延べることができます。
※夫婦終身年金は年金受給権取得日に民法上の婚姻関係にある配偶者(加入者との年齢差は20歳以内の者)を有する加入者が選択できます。
※減口は口数単位での一部払出であり、減口分の積立金の払出を行います。

《給付の請求と受取人》

※この制度の給付金の受取人は加入者本人となります。
※一時金・年金は保険会社よりご指定の本人口座へ直接支払われます。
※本人死亡の場合には労働基準法施行規則に定める遺族補償の順位(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順)によります。ただし、同順位の者が複数の場合には、その最年長者を代表として、その者に給付金を支払います。
※脱退や減口により給付金の請求を行う場合には請求書を表紙の「お問い合わせ先」へご提出下さい。
※「一時金請求書」は「加入のしおり」に綴じ込まれているものをご利用ください。
※「年金請求書」は表紙の「お問い合わせ先」へご請求ください。

《税務上の取扱》

・制度運営費を除く掛金は一般生命保険料控除の対象となります。
(所得税法第76条、地方税法第314条の2)
・一時金は一時所得の対象となりますが、50万円の特別控除があります。
(所得税法第34条、同法施行令第183条)
課税対象額=(一時金-保険料累計-50万円)×1/2
・年金は雑所得となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)
課税対象額=その年の年金受取額-(基本年金年額×既払込掛金(制度運営費を除く)総額÷年金受取見込総額)
・遺族一時金は相続税の対象となります。(相続税法第3条、12条)
※上記税務取扱は平成29年4月1日現在のものです。また、法律改正等により将来的に変更されることがあります。

この制度は公益社団法人隊友会が下記の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。
【引受保険会社】 ジブラルタ生命保険株式会社 (制度発足日:平成3年10月1日)

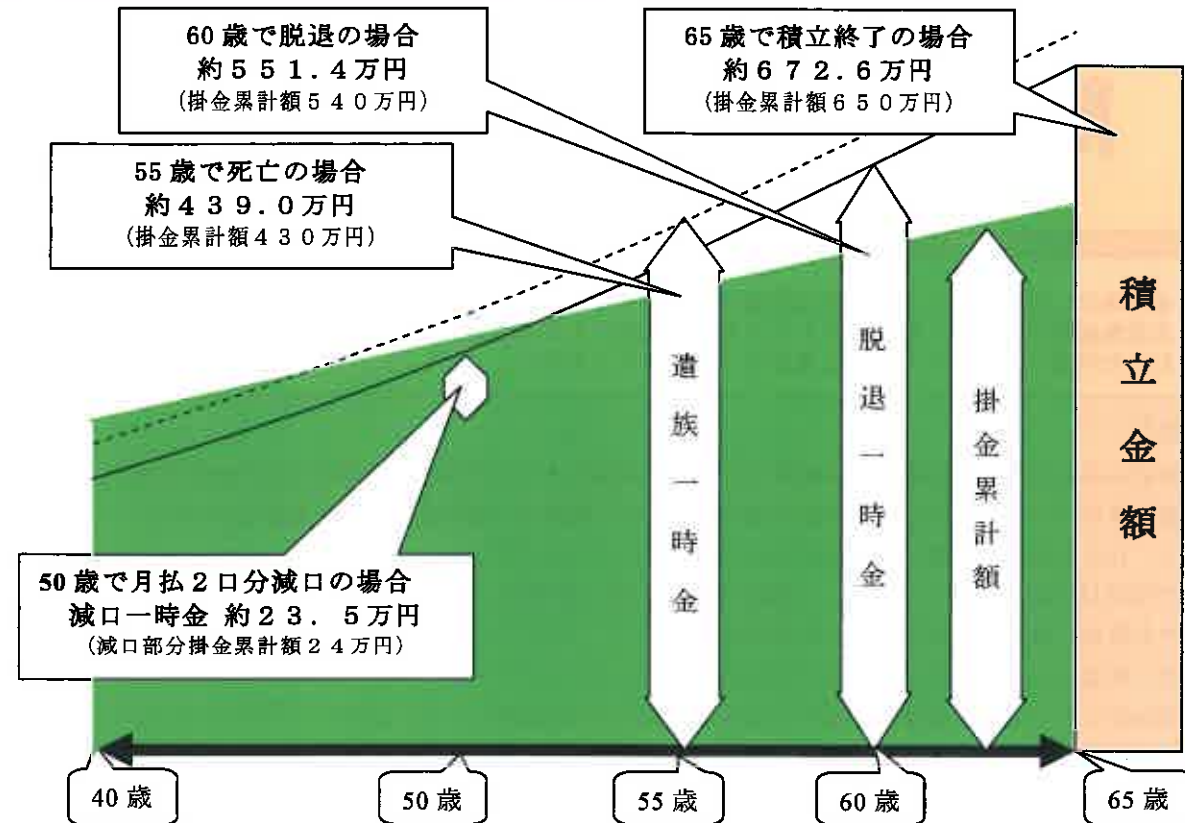
＜生命保険契約者保護機構＞

引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。

＜個人情報に関するお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、団体は加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)を取扱い、団体が保険契約を締結する上記生命保険会社へ提供します。団体は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために利用し、これらの目的のほかに利用することはありません。(1)各種保険契約の引受・継続・維持管理、一時金・年金等の支払(2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理(3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実(4)その他保険に関連・付随する業務 また、本目的の範囲内で団体および引受保険会社に提供します。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

【ご加入例】 加入時年齢（男性）：40歳、掛金払込終了年齢（＝年金開始年齢）：65歳
 月払掛金 10,000円（10口）、半年払掛金 50,000円（5口）、加入時一時払掛金 100万円（10口）



【給付額試算表】

月払 1口1,000円につき（複数口加入の場合は加入口数倍となります）（単位：円）

経過年数	掛金累計額	一時金額	5年確定年金月額	10年確定年金月額	15年確定年金月額	20年確定年金月額	15年保証終身年金月額	15年保証夫婦終身年金月額
1年	12,000	約 11,475	約 194	約 99	約 67	約 52	約 51	約 43
3年	36,000	約 34,636	約 585	約 300	約 205	約 157	約 154	約 131
5年	60,000	約 58,075	約 981	約 503	約 343	約 264	約 259	約 220
7年	84,000	約 81,786	約 1,382	約 708	約 484	約 371	約 365	約 310
10年	120,000	約 117,851	約 1,992	約 1,021	約 697	約 535	約 526	約 446
15年	180,000	約 179,252	約 3,030	約 1,553	約 1,060	約 815	約 800	約 679
17年	204,000	約 204,255	約 3,453	約 1,769	約 1,208	約 928	約 912	約 774
20年	240,000	約 242,228	約 4,095	約 2,098	約 1,433	約 1,101	約 1,082	約 918
25年	300,000	約 306,768	約 5,186	約 2,658	約 1,815	約 1,395	約 1,370	約 1,162
30年	360,000	約 372,892	約 6,305	約 3,230	約 2,207	約 1,695	約 1,666	約 1,413
35年	420,000	約 440,642	約 7,450	約 3,817	約 2,608	約 2,003	約 1,968	約 1,670
40年	480,000	約 510,069	約 8,624	約 4,419	約 3,018	約 2,319	約 2,278	約 1,933

※死亡時は上表一時金額に1口あたり1,000円が加算されます。

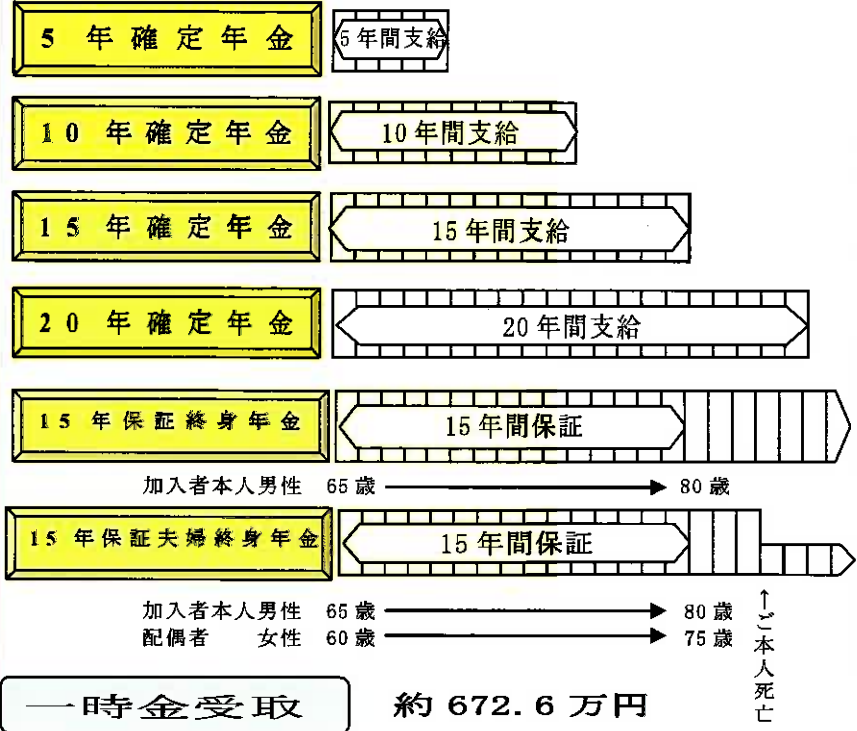
半年払 1口10,000円につき（複数口加入の場合は加入口数倍となります）（単位：円）

経過年数	掛金累計額	一時金額	5年確定年金月額	10年確定年金月額	15年確定年金月額	20年確定年金月額	15年保証終身年金月額	15年保証夫婦終身年金月額
1年	20,000	約 19,137	約 323	約 165	約 113	約 87	約 85	約 72
3年	60,000	約 57,764	約 976	約 500	約 341	約 262	約 258	約 218
5年	100,000	約 96,852	約 1,637	約 839	約 573	約 440	約 432	約 367
7年	140,000	約 136,394	約 2,306	約 1,181	約 807	約 620	約 609	約 517
10年	200,000	約 196,539	約 3,323	約 1,702	約 1,163	約 893	約 878	約 745
15年	300,000	約 298,932	約 5,054	約 2,590	約 1,769	約 1,359	約 1,335	約 1,133
17年	340,000	約 340,626	約 5,759	約 2,951	約 2,016	約 1,549	約 1,521	約 1,291
20年	400,000	約 403,948	約 6,830	約 3,500	約 2,390	約 1,837	約 1,804	約 1,531
25年	500,000	約 511,568	約 8,649	約 4,432	約 3,027	約 2,326	約 2,285	約 1,939
30年	600,000	約 621,828	約 10,514	約 5,387	約 3,680	約 2,827	約 2,778	約 2,357
35年	700,000	約 734,798	約 12,424	約 6,366	約 4,349	約 3,341	約 3,282	約 2,785
40年	800,000	約 850,565	約 14,381	約 7,369	約 5,034	約 3,868	約 3,800	約 3,224

※死亡時は上表一時金額に1口あたり10,000円が加算されます。

年金受取（加入年数2年以上で脱退時年齢55歳以上の場合に選択可能）

- ・次のいずれかから選択できます。（年金月額が2万円未満となる年金種類は選択できません。）
- ※確定期間・保証期間はそれぞれの年数、加入者の生死にかかわらず年金が支払われ、保証期間経過後は、終身年金は本人が生存の限り、夫婦終身年金は夫婦いずれかが生存の限り年金が支払われます。
- ・年金受取開始時期を、1年単位で最大10年間据え置くことができます。



年金種類別受取額試算表（ご加入例）

確定年金（単位：万円）

確定期間	年金月額	年金受取累計額
5年	約 11.3	約 678
10年	約 5.8	約 696
15年	約 3.9	約 702
20年	約 3.0	約 720

15年保証終身年金

年金月額	保証期間15年間の年金受取累計額	平均余命(85歳)までの年金受取累計額
約 3.0	約 540	約 756

15年保証夫婦終身年金

年金月額	保証期間15年間の年金受取累計額	平均余命(85歳、妻89歳)までの年金受取累計額
約 2.5	約 450	約 774

ご加入者本人様死亡後の年金月額 約 1.2

脱退時に選択できます

一時払 1口100,000円につき（複数口加入の場合は加入口数倍となります）（単位：円）

経過年数	掛金累計額	一時金額	5年確定年金月額	10年確定年金月額	15年確定年金月額	20年確定年金月額	15年保証終身年金月額	15年保証夫婦終身年金月額
1年	100,000	約 96,075	約 1,624	約 832	約 568	約 436	約 429	約 364
3年	100,000	約 97,264	約 1,644	約 842	約 575	約 442	約 434	約 368
5年	100,000	約 98,449	約 1,664	約 853	約 582	約 447	約 439	約 373
7年	100,000	約 99,628	約 1,684	約 863	約 589	約 453	約 445	約 377
10年	100,000	約 101,391	約 1,714	約 878	約 600	約 461	約 452	約 384
15年	100,000	約 104,311	約 1,763	約 903	約 617	約 474	約 466	約 395
17年	100,000	約 105,475	約 1,783	約 913	約 624	約 479	約 471	約 399
20年	100,000	約 107,219	約 1,812	約 929	約 634	約 487	約 479	約 406
25年	100,000	約 110,130	約 1,862	約 954	約 651	約 500	約 492	約 417
30年	100,000	約 113,064	約 1,911	約 979	約 669	約 514	約 505	約 428
35年	100,000	約 116,037	約 1,962	約 1,005	約 686	約 527	約 518	約 439
40年	100,000	約 119,063	約 2,013	約 1,031	約 704	約 541	約 531	約 451

※死亡時は上表一時金額への加算はありません。

※ 給付額試算表について

- 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
- 給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
- (1) 月払460口・半年払24口を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の掛金が払込期日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の金額は、引受保険会社の予定利率(1%)および予定死亡率等(平成29年4月1日時点)に基づき計算しております。
- ・年の途中で脱退または死亡したときは月単位で計算された金額が支払われます。
- ・年金は毎年奇数月の各15日に直前2ヵ月分がまとめて支払われます。
- ・給付額試算表の金額には、配当金を加算していません。
- ・毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。
- ・決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。
- ・年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
- ・終身年金の試算金額は、年金開始時年齢が男性65歳の場合の金額です。
- ・夫婦終身年金の試算金額は、年金開始時年齢が加入者男性65歳、配偶者女性60歳の場合の金額です。
- ・また、加入者死亡後の保証期間経過後の配偶者への支払年金額は従前の5割となります。